

告 示

埼玉県告示第二百九十八号

平成十九年埼玉県告示第五百六十二号（会計管理者事務の一部委任）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

別表第一第四項第一号イ(3)及びハ中「賃金」を削る。